

令和7年度
介護等体験特例法に基づく「介護等体験」に伴う社会福祉施設等受入調整事業
実 施 要 綱

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1 趣 旨

この要綱は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号・以下、「特例法」という。）の施行により、小学校および中学校の教諭の普通免許状取得希望者に対し、介護等の体験が義務付けられたことに伴い、福井県内の社会福祉施設および介護老人保健施設（以下、「社会福祉施設等」という。）における同体験の受入調整を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）

3 協 力

福井県内の社会福祉施設等

4 実施期間

令和7年7月7日（月）～令和8年2月27日（金）

5 対 象 者

小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

6 介護等体験の内容等

（1）体験の目的

本事業は、教諭の普通免許取得を希望する学生が社会福祉施設等の利用者（児）・職員との交流、共同作業をととして利用者の生活や対人援助の実際に触れ、人権の尊重や人間関係形成の重要性、社会福祉の役割等について理解を深めることを目的とする。

（2）介護等体験の内容

特例法第2条第1項において、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等体験）」に基づき、学生の希望や受入社会福祉施設等（以下、「受入施設」という。）の実情に応じた無理のないものとし、以下に例示するような内容とする。

- ①受入施設の利用者（児）の介護、介助、保育・養育の補助
- ②受入施設の利用者（児）との交流、散歩の付添い、話し相手、各活動の援助、授産作業
- ③レクリエーションや運動会等の受入施設が行う業務の補助
- ④掃除や洗濯など、高齢者、障害者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助
- ⑤その他、受入施設敷地外で当該施設が主催する行事等への参加

なお、介護等体験は、社会福祉施設等の種類や受入れ方針に沿った内容とし、社会福祉援助技術等の習得を目的とした社会福祉実習とは異なり、基礎入門的なものとする。

（3）介護等体験の実施施設

保育所等を除く社会福祉施設および介護老人保健施設

(4) 介護等体験の時期および期間

1 8歳に達した後の相当期間（原則として月～金曜日の連続した5日間）

(5) 介護等体験の時間

1日あたりの介護等体験の時間は、受入施設の職員の通常の業務量、内容等を総合的に勘案しつつ、概ね5～6時間程度とする。ただし、受入施設等における「介護等体験」の内容によっては、その限りではない。

(6) 学生の責務

- ①介護等体験については、受入施設等の担当職員（活動中は現場の職員等）の指導に従うこと。
- ②介護等体験の期間中に知り得た受入施設等の利用者のプライバシーに関する情報については、決して口外しないこと。（守秘義務）
- ③社会福祉施設等は利用者にとって生活の場、就労および生活訓練の場であることを十分に理解し、利用者の生活を乱したり、人権や尊厳を傷つけたりすることのないよう注意すること。
- ④介護技術や専門的知識を要する内容を行うように指示された場合は、施設職員から十分な指導を受けた後、職員の付き添いの上で行うこと。できないと思う場合は、率直に職員に伝えること。

7 介護等体験実施方法

(1) 介護等体験希望者の登録（申し込み）

- ①大学等は、介護等体験を希望する学生を取りまとめ、一括して「介護等体験申込書（様式1-①、1-②）」により県社協へ申し込む。
- ②県社協は、大学等からの申込書の提出を受け付ける。
- ③申し込み受付期間は、令和7年5月15日（木）まで（必着）とする。
なお、7月中（第2～5週）に体験を希望する場合は、希望日の1か月以上前までに申し込む。

(2) 介護等体験実施計画の作成

県社協は、受入施設等から提出される「介護等体験年間受入計画書（様式2）」に基づき介護等体験実施計画を作成する。

(3) 体験先の決定

県社協は、大学等の体験希望内容と受入施設等の受入計画を考慮して、体験先を調整・決定し、「介護等体験受入決定通知書（様式3）」、「受入決定内容連絡票（様式4）」により大学等および受入施設等へ通知する。

(4) 事前オリエンテーション

大学等、受入施設および県社協は、下記の点に留意して学生に指導するとともに、学生は、受入施設が行うオリエンテーションに必ず出席すること。

- ①大学等は、学生に介護等体験がなぜ、何のために行われるか、介護等体験時の目的意識を持たせるための指導をすること。また、介護等体験時のマナー、特に、受入施設等の内容、あいさつの励行、健康管理、取り組む姿勢、基本的マナー、言葉づかい、個人情報の秘匿、私語、身だしなみ等について、十分に説明すること。
- ②受入施設は、施設の見学および施設概要、運営方針、利用者の状況を十分に説明すること。また、介護等体験の日程・内容の説明および留意点（緊急時の対応等を含む）を伝えること。
- ③県社協は、受入施設が学生に行うオリエンテーションの日時の調整および大学等が行うオリエンテーションへの支援を行うこと。

(5) 介護等体験の実施

- ①学生は、一日の終わりに「記録シート（様式5）」を記入し、受入施設の担当者へ提出する。
- ②受入施設の担当者は、必要に応じてコメントを記入して、翌日学生に渡す。
- ③受入施設の担当者は、最終日にまとめとしての評価を行う。

(6) 介護等体験の報告等

- ①大学等は、学生が介護等体験を終了した後、受入施設より評価を受けた「記録シート（様式5）」の内容を確認し、写しを1か月以内に県社協へ送付する。
- ②受入施設は、当該年度に受け入れる全学生が介護等体験を終了した後、「介護等体験終了報告書（様式7）」および「介護等体験について社会福祉施設等からの評価（様式8）」を2週間以内に県社協へ送付する。
- ③「介護等体験」を受け入れた社会福祉施設等の長は、学生の介護等体験終了を証明するため、学生が持参する大学所定の証明書に記入・捺印し、当該学生に交付する。
なお、証明書の写しを短大生は2年間、大学生は4年間保存する。
- ④県社協は、受入施設から介護等体験終了にかかる報告を受けて、大学等へ「介護等体験終了報告書（様式7）」および「介護等体験について社会福祉施設等からの評価（様式8）」を送付する。

8 介護等体験の変更、中止、辞退

(1) 手続き

やむを得ない理由（病気・ケガ・事故等）により介護等体験を変更・中止、辞退する場合には、次の手続きを行う。

いずれの場合にも学生は施設と大学等へ、大学等は県社協へ事前に連絡したうえで、県社協が変更・中止の理由が適当と判断する場合は、当該年度中、原則1回に限り調整を行う。

①介護等体験の変更

- ア 学生が都合により介護等体験を変更しようとする場合は、すみやかに大学等を經由して「介護等体験変更願（様式9）」を県社協へ提出する。
- イ 体調不良（熱発も含む）により体験を欠席した場合は、施設が求める医師の診断や検査を受け、問題がなければ再度日程調整を行う。
- ウ 受入施設が、やむを得ない理由で「介護等体験」の日程を変更する場合は、県社協は、受入施設より連絡を受け、当該大学に連絡し新たな体験日程を調整する。

②介護等体験の中止

- ア 学生が、やむを得ない理由で体験を中止する場合は、すみやかに大学等を經由して「介護等体験辞退届（様式10）」「記録シート（様式5）」を県社協へ提出する。また、新たな施設で体験を希望する場合は、再申込のための「介護等体験申込書（様式1-②）」を県社協へ提出し、県社協が認めたときは再調整を行う。
- イ 再申込の際に、体験にかかる費用を県社協の指定口座に払い込むこと。なお、振込手数料については申込者の負担とする。
- ウ 体験を中止し、改めて実施する場合は、体験済みの日数は換算しない。

③介護等体験の辞退

学生が、介護等体験を辞退する場合は、大学等を經由して「介護等体験辞退届（様式10）」を県社協へ提出する。提出後、返金等の手続きについては、別途案内する。

(2) 気象条件等による対応 ※対応について必要な事項は別に定める。

①台風接近時および警報発令時の対応について

気象警報（暴風、大雨、洪水、津波等）が発令されている場合で、学生の通所等に危険が見込まれる場合は、社会福祉施設等と学生が連絡・協議の上、体験日の振

替、時間変更等の対応をとる。

体験中に警報等が発令された場合は、当該施設の判断で施設長が学生に指示をする。

②自然災害発生等の対応について

自然災害発生等により、緊急的に体験の変更や中止が必要となった場合、当該施設の判断で施設長が学生に指示をする。

③上記の変更や中止する場合、学生は大学へ日程等の変更を報告し、大学は変更内容を取りまとめ、本会に報告する。

9 介護等体験の取り消し

(1) 次に該当する場合は、県社協は状況を確認し大学等と協議のうえ、介護等体験を取り消す。

①学生が正当な理由なく事前オリエンテーションを含む介護等体験を欠席した場合。

②学生が本要綱第6 (6) の回避や本体験に不相応な著しい問題行動等があったと判断した場合。

10 事故および感染症等への対応

(1) 保険への加入

介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険については、学生を派遣する大学等で加入する。なお、補償の対象は、本人の傷害事故、対人、対物および受託物（紛失、盗取、詐取）の賠償事故とする。

(2) 健康管理等

学生は、介護等体験にあたり健康管理に十分な注意を払い、受入施設利用者等の健康管理のため、受入施設が求める場合には、消化器系感染症に対する検便結果報告書等を提出すること。なお、健康診断書等の提出を求めるかどうかについては、施設の判断によるものとする。

(3) 感染症の予防

大学等は、体験学生に対し、受入施設に感染症に対する抵抗力や免疫力の低い利用者がいることを十分に理解させ、感染予防に万全を期して体験に臨むよう指導を行う。

また、検温や行動記録について、施設から求められた際は、体験初日に必ず提出すること。「健康観察票（様式12）」は、大学に所定の様式がある場合、これを使用して差し支えない。

①検温

毎日検温をし、健康状態を記録すること。

②感染予防の徹底

手洗い、うがいを励行し、外出の際はマスクを着用する等、感染予防に努めること。

③体調不良の場合

感染症にかかわらず、咳・だるさ・発熱・下痢・発疹等、体調の異常を感じる場合は、学生は学校へ報告し、介護等体験を一時中止すること。

④その他

施設により、その他の留意事項や指示がある場合は、必ずそれに従うこと。

※社会福祉施設等は、上記①～③に含まれていない施設個別の留意事項がある場合は、事前に県社協へ連絡すること。

(4) 感染症の蔓延による体験の延期・中止

感染症の蔓延のために、大学等もしくは受入施設の申し出により介護等体験を延期・中止する場合は、県社協が双方と連絡を取り対応する。

1 1 介護等体験の費用

(1) 大学等は、「介護等体験申込書（様式 1-①、1-②）」提出の際に、社会福祉施設等での介護等体験および受入調整に要する費用として学生一人あたり合計 8,500 円を県社協の指定口座に一括で払い込むものとする。なお、振込手数料については申込者の負担とする。

費用内訳：体験費用 5 日間 1,100 円×5 日 = 5,500 円、事務手数料 3,000 円

(2) 社会福祉施設等への体験費用は、県社協が体験終了後、学生一人あたり 1 日 1,100 円を支払う。途中で体験を辞退した学生の受入費用についても、受入日数分に応じて支払う。

(3) 学生が介護等体験時に社会福祉施設等でとる食事等は、学生の実費負担とし、受入施設が直接本人から徴収する。

1 2 介護等体験辞退等に伴う費用の返還

納入された介護等体験にかかる費用は、原則として返還しない。

ただし、県社協が適当と認める場合は、体験費用のみ体験日数に応じて返還する。

なお、振込手数料については、申込者の負担とする。

1 3 個人情報等の取り扱い

(1) 介護等体験事業にかかる個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および県社協の個人情報保護に関する基本方針および個人情報保護規程に基づき、安全かつ厳密に管理し、本事業の適切な実施のために県社協および福井県介護等体験実施連絡協議会が利用するものとし、それ以外の目的には利用しない。

(2) 学生が介護等体験中に知り得る情報の取り扱いについて、体験の事前に行われるオリエンテーションの際に、県社協が定める様式による誓約書（様式 1 1）または受入施設が求める様式の誓約書等を当該施設に提出するものとする。

1 4 その他

本要綱に定めのない事項については、必要に応じて本会が、関係機関・団体等と協議の上、定めることとする。

1 5 事務局

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福祉人材課

〒910-8516 福井県福井市光陽 2 丁目 3-22

TEL 0776-28-3180 / FAX 0776-24-0063 / E-mail jinzai-center@f-shakyo.or.jp

《指定口座》 福井銀行 学園出張所

普通預金 No.1128097 (口座名義)フクフクイケンシャカイフクシキョウギカイ

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の「義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験要項」は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成 29 年 2 月 5 日 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 31 年 1 月 28 日 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2 年 2 月 5 日 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 7 年 3 月 18 日 一部改正 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。